

消防設備協会だより

**No.36**

平成30年7月1日  
 (一社)石川県消防設備協会  
 金沢市西泉5丁目93番地  
 Tel (076) 242-2882  
 Fax (076) 242-9959  
 E-mail ishi-setsubikyo1@crest.ocn.ne.jp  
 URL : <http://www.issk.or.jp>



**目次**

1. 通常総会の開催 .....	2
2. 平成30年度事業計画 .....	3
3. 平成30年度一般会計収支予算書 .....	4
4. 就任のご挨拶 .....	5
5. 平成29年11月以降の主な通知等 .....	6
6. 消防用設備等点検状況調査集計表 .....	7
7. 防火対象物を訪問しています！ .....	8
8. 消防設備士試験結果等 .....	9
9. 消防用設備等の点検時Q & A .....	10
10. 平成30年度講習予定 .....	11

天正4年(西暦1576年)越後の上杉謙信が能登の名城であった七尾城を攻略した余勢をかって奥能登平定に駒を進め、天正5年に名舟村(輪島市)へ押し寄せてきた。武器らしいものがない村人達が村の知恵者と言われる古老の指図に従い、樹の皮で仮面を作り、海藻を頭髮とし、太鼓を打ち鳴らしながら寝静まる上杉勢に夜襲を掛け、戦わずして退散させたと伝えられている。

村人たちは、名舟沖にある舳倉島奥津姫神の御神徳によるものとし、毎年その大祭(7月31日夜から8月1日)に仮面をつけて太鼓を打ち鳴らし、氏神への感謝を捧げる習わしとなっている。

この御陣乗太鼓(昭和38年石川県無形文化財に指定)のリズムは、初めはゆっくり、次いでやや早く、最後は最も早く打ち、その間打ち手は、面に応じた身振りなど個性的な芸を入れる。各地の太鼓に比べ、リズム所作等が醸し出す異様な雰囲気には一種独特な迫力があり、人々の心に強く食い込んでくる。

平成30年度

**通 常 総 会 開 催**

開会挨拶する長野幸浩会長

平成30年度通常総会は、去る6月1日石川県地場産業振興センターで、正会員135社中114社（本人出席47人、委任状提出67人）が出席して開催されました。

開会に当たり長野幸浩会長の挨拶の後、石川県危機管理監室消防保安課参事の村木茂様、金沢市消防局次長の羽場伸矢様から祝辞があり、引き続き議事に入りました。

議長に嶋田泰嗣氏を選出した後、議案の審議がなされ、「第1号議案 平成29年度一般会計事業報告」及び「第2号議案 平成29年度一般会計収支決算

報告」は一括審議され、説明の後、切道監事から監査報告があり、議長から両議案について諮った結果、全員異議なく可決承認されました。また、「第3号議案 役員の補欠選出について」も原案どおり可決され、「平成30年度一般会計事業計画及び収支予算」の内容についても報告がなされました。

**平成30年度 一般社団法人石川県消防設備協会会長表彰**

通常総会に先立ち、平成30年度会長表彰が行われ、永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は保守業務の推進とその普及に尽力した会員事業所及び消防用設備等の適正な設置、維持管理業務に従事し、他の模範と認められる会員事業所の従業員の方々及び協会職員が表彰されました。

**会 員 表 彰**

朝日メンテナンス工業 株式会社 北陸営業所

**個 人 表 彰**

- 山 田 勲 (株式会社 北陸総合防災センター)
- 大 坪 裕 嗣 (株式会社 本田商会)
- 竹 本 枝 里 (米沢電気工事 株式会社)
- 川 下 拓 紀 (長野ポンプ 株式会社)
- 中 田 喜 己 (株式会社 ほくつう)
- 北 川 邦 雄 (北陸東和冷暖房 株式会社)
- 中 田 久 (一般社団法人 石川県消防設備協会)
- 松 代 正 範 (一般社団法人 石川県消防設備協会)



## 平成30年度事業計画

事業区分	事業内容
I 実施事業等会計	
1 消防用設備等適正点検推進事業	(1) 啓発普及事業 消防用設備等に関する意識啓発のため、ホームページの維持更新及び普及用リーフレット、パンフレット等の配布ほか
2 講習事業	(1) 点検実務研究会の開催 研究会 8月24日(金) 受講予定者 100名 会場：石川県地場産業振興センター (2) 消防設備士試験予備講習の開催 消防設備士試験の受験予定者を対象に消防設備士試験予備講習を実施 第1類 6月19日(火) 第4類 6月20日(水) 受講予定者 50名 第6類 6月21日(木) 石川県地場産業振興センター
II その他会計	
1 表示登録推進事業	(1) 表示登録会員登録制度について、点検事業者等へ周知徹底 (2) 点検済票貼付の促進 (3) 点検推進指導員による実態把握と指導(嘱託職員 1名) (4) 会長表彰の実施 (5) 消防用設備等の設置、整備及び保守点検の参考図書を一般に斡旋 (6) 防火基準点検済証などの斡旋 (7) 防災センター(仮称)の設置について、先進地視察等の実施 (8) 煙感知器等点検機器を整備し、会員へ貸与
2 受託講習事業	(1) 消防設備点検資格者講習の実施 第1種 10月9日(火)～11日(木) 受講予定者 100名 第2種 10月16日(火)～18日(木) 石川県地場産業振興センター (2) 消防設備点検資格者再講習の実施 第1種 11月13日(火) 受講予定者 100名 第2種 11月14日(水) 石川県地場産業振興センター (3) 消防設備士法定講習の実施 消火設備 2月12日(火)～13日(水) 避難設備・消火器 2月14日(木)～15日(金) 警報設備 2月19日(火)～22日(金) 受講予定者 1,000名 石川県地場産業振興センター
3 関係機関との連絡調整	消防機関との連携を密にするとともに、一般財団法人日本消防設備安全センター、都道府県消防設備協会連絡協議会等と情報交換を実施
III 法人会計	
総会等の開催	(1) 総会の開催 日時：6月1日(金) 会場：石川県地場産業振興センター (2) 理事会の開催 必要に応じ、年3回程度

## 平成30年度一般会計収支予算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
会費・入会金収入	3,802,000	3,824,000	△ 22,000	正会員:135社、準会員:1人 表示登録会員:103社
事業収入	25,566,000	23,552,000	2,014,000	
補助金等収入	440,000	440,000	0	
雑 収 入	620,000	114,000	506,000	点検済票名入れ版代、 ブロック会議負担金等
特定預金取崩収入	780,000	1,501,000	△ 721,000	
事業活動収入計	31,208,000	29,431,000	1,777,000	

## 2. 事業活動支出

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 実施事業等会計	5,980,000	10,240,000	△ 4,260,000	
1 消防設備適正点検推進事業費	5,980,000	10,240,000	△ 4,260,000	
(1) 啓発普及事業費	2,180,000	6,340,000	△ 4,160,000	リーフレット、配付用図書費、 ホームページ維持費等
(2) 講習事業費	1,518,000	1,539,000	△ 21,000	実務研究会・予備講習開催費
(3) その他	2,282,000	2,361,000	△ 79,000	
II その他事業会計	24,469,000	20,941,000	3,528,000	
1 表示登録推進事業費	11,870,000	9,289,000	2,581,000	点検済票印刷費、損害保険料、 嘱託職員費、ブロック総会費他
2 受託講習事業費	3,926,000	3,567,000	359,000	
(1) 消防設備士法定講習開催事業費	3,419,000	3,380,000	39,000	
(2) 消防設備点検資格者講習事業費	330,000	0	330,000	隔年実施
(3) 消防設備点検資格者再講習事業費	177,000	187,000	△ 10,000	
3 その他	8,673,000	8,085,000	588,000	
III 法人会計	5,508,000	3,912,000	1,596,000	総会開催費、事務所賃借料等
事業活動支出計	35,957,000	35,093,000	864,000	
事業活動収支差額	△ 4,749,000	△ 5,662,000	913,000	
当期収支差額	△ 4,749,000	△ 5,662,000	913,000	
前期繰越収支差額	25,404,965	25,136,685	268,280	
次期繰越収支差額	20,655,965	19,474,685	1,181,280	



## 就任のご挨拶

石川県消防長会

会長 清瀬 守

盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

私こと、このたび石川県消防長会会長に就任いたしました。微力ではございますが、災害のない、より安全な社会の実現のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、今後とも一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

石川県消防設備協会の皆様方には、日頃から消防用設備等の設置促進や保守管理の適正化、消防設備士育成の講習事業などに御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国の至る所で大規模な自然災害が発生し、大きな被害が生じております。中でも本年4月に大分県中津市で発生した土砂災害や、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では多くの尊い命が奪われ、改めて地域における防災力の充実強化が急務であることを再認識しているところであります。

一方、火災予防行政の面では、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を契機として消防法令が改正され、来年10月1日を施行日として、飲食店等に対する消火器具の設置基準が強化されました。今後、小規模な飲食店等に対し早期の設置を促進していく必要があります。また、本年6月には、一般住宅や共同住宅に旅行者等を宿泊させるいわゆる「民泊」に対し新たなルールを定めた「住宅宿泊事業法」が施行されました。これに伴い、宿泊施設に関する消防法令上の取扱いについても所要の整理がなされたところであり、今後増加が見込まれるこれら「民泊」施設に対しても、適切に消防法令に適合させ、防火安全対策を推し進めなければなりません。

住宅防火の面では、平成20年6月に県内全ての住宅に住宅用火災警報器設置が義務付けられてから今年で10年が経過しました。さらなる設置率の向上はもちろんのこと、既に設置されている住宅において機器の故障や電池切れが懸念されることから、適切な点検・維持管理についての普及啓発を幅広く行っていく必要があります。

このように、私ども消防機関は常に社会情勢を的確に把握し、地域住民の方々が安全にかつ安心して暮らせるための消防行政を推進していく所存でありますので、皆様方におかれましても、これまで以上の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴協会の今後ますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

## 平成29年11月以降の主な通知等

発番号	日付	発信者	標 題
消防予 第355号	H29.11.20	消防庁 予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知） 標記について、別添のとおり質疑応答を取りまとめたので、執務上の参考とされたい。 問1 スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてよい事例 問2 ヒートポンプ冷暖房機を設置した部分が「その他多量の火気を使用する部分」に該当するか。 問3 消火器のピクトグラムを設けることにより、標識を設けないこととしてよい事例
消防予 第246号	H30.3.28	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について 糸魚川市大規模火災の事例に鑑み、飲食店等について、消火器具を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うもの。
消防予 第247号	H30.3.28	消防庁 予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知） 改正令による改正後の消防法施行令及び改正規則による改正後の消防法施行規則の運用に当たっての留意事項が示された。
消防予 第255号	H30.3.29	消防庁 予防課長	「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」の一部改正について（通知） 今般、消防庁において開催した「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、標記通知の一部が下記のとおり改正された。 「改正概要」日本語メッセージでは、情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物において、外国語のメッセージを付加する場合の言語の種類や言語数、メッセージ時間等の考え方を追加した。
消防予 第369号	H30.6.1	消防庁次長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について 住宅宿泊事業法及び旅館業法施行令の一部を改正する政令が施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり3.3㎡以上とするよう緩和されるとともに、複数の簡易宿泊所において、共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の整備を行うもの。
消防予 第372号	H30.6.1	消防庁次長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について 今回の改正は、実機での検証や現場での実態調査に基づく検討を踏まえ、非常電源（自家発電設備）の点検方法を合理化する等の整備を行うもの。

注）詳細な内容については、当協会ホームページの「TOPICS」欄でご確認ください。また、各種申請様式等については、(一財)日本消防設備安全センターホームページの「法令様式」をご利用ください。

## ■ ■ 消防用設備等点検状況調査集計表 ■ ■

(点検推進指導員実地調査分：H22.12～H30.3)

施設区分	施設種類	訪問数	未点検数	点検数		協会 ラベル	自社 ラベル	他県 ラベル	未貼付	新設更新
				会 員	会員外					
1-ロ	集 会 場	5	0	4	1	4	0	0	1	0
	集会場（公民館）	77	3	61	13	61	13	0	0	0
3-ロ	飲 食 店	1	0	1	0	1	0	0	0	0
4	店舗（スーパーマーケット）	27	1	23	3	21	1	3	0	1
	店舗（薬局・書店・洋服等）	140	14	114	12	96	13	4	13	0
5-イ	旅館・ホテル	30	0	29	1	28	1	1	0	0
5-ロ	共同住宅（公営）	472	31	406	35	390	35	0	15	1
6-イ	病院・医院	69	0	69	0	67	1	1	0	0
6-ロ	老人ホーム	426	17	337	72	318	74	5	12	0
	障害児(者)施設	59	0	56	3	55	2	1	1	0
6-ハ	老人サービスセンター等	45	7	36	2	31	1	0	3	3
	保育所・児童養護施設等	361	17	290	54	277	52	0	13	2
6-ニ	幼稚園又は特別支援学校	28	0	27	1	27	1	0	0	0
7	小・中学校	72	0	72	0	72	0	0	0	0
	高校・専門学校	33	0	31	2	31	0	0	2	0
8、17	図書館・美術館等	28	0	26	2	26	1	0	0	1
9-ロ	公衆浴場	1	0	1	0	1	0	0	0	0
11	神社・寺院	1	0	1	0	1	0	0	0	0
12-イ	工場・作業場	105	24	76	5	70	9	0	2	0
13-イ	自動車車庫・駐車場	5	0	5	0	5	0	0	0	0
14	倉 庫	28	2	25	1	24	1	0	0	1
15	事業場（事務所）	107	6	94	7	88	10	1	0	2
	事業場（農 協）	23	0	23	0	14	2	0	6	1
16-イ	複 合 施 設	65	4	57	4	52	7	1	1	0
16-ロ	複合施設（物流基地等）	2	1	0	1	0	1	0	0	0
合 計		2,210	127	1,864	219	1,760	225	17	69	12
構 成 比 (%)		100.0	5.7	84.3	9.9	79.6	10.2	0.8	3.1	0.5

注：未点検数には、期間内（6か月ごと）の点検がなされていないものも含む。

## ■ ■ 会員の入会・退会のお知らせ ■ ■

〈退 会〉

年 月 日	事 業 所 名	代 表 者 名	所 在 地
H29.12.31	山王電気工事 株式会社	山 王 康 徳	七尾市上府中町ス部53番地
H30.3.31	宮本防災工業	代 表 宮 本 浩 嗣	河北郡内灘町宮坂ホ73番地
H30.3.31	株式会社 ほくつう小松支店	支店長 竹 村 文 嘉	小松市問屋町8番地

注：(株)ほくつう小松支店は、表示登録会員のみとなっていたもので、本社に一本化される。

### 防火対象物を訪問しています！

当協会では、自主事業として「消防用設備等の点検・報告制度の普及促進と実態把握」等のため、平成22年度から点検推進指導員が小さな子どもやお年寄りを初めとした不特定多数の方々が利用する防火対象物を中心に訪問し、関係者等に対する啓発・助言を行っています。(平成29年度末までに2,210か所訪問)

その中で、法令に定められた6か月ごとの機器点検がなされていないところが見られますので、点検済票に次期点検年月を明示し、期間内に点検がなされるようご協力をお願いします。

なお、点検方法や点検済票の貼付状況等を確認させていただくために、順次会員事業所の点検に当協会の点検推進指導員が同行させていただいておりますので、同行を依頼した際には是非ともご協力いただきますようお願いいたします。

## 表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

### 消防用設備等に点検済票（ラベル）が貼られていますか？

点検済票（ラベル）は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。



- ・消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに、防火対象物の関係者や利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- ・表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、協会から交付された点検済票を貼付しなければなりません。  
(貼付する場所の例：消防用設備等「点検済票表示位置の例」参照)
- ・点検の結果、不良個所があった場合は、点検済票の整備要に○をつけその旨を表示することとしています。



## ■ ■ 平成29年度消防設備士試験結果 ■ ■

試験実施日（平成29年7月2日、11月5日、平成30年3月4日）

試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%	試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%		
甲種	特 類	19	17	3	17.6	乙種	第1類	51	44	17	38.6
	第1類	216	159	46	28.9		第2類	14	11	4	36.4
	第2類	66	53	25	47.2		第3類	13	12	10	83.3
	第3類	84	60	15	25.0		第4類	239	186	66	35.5
	第4類	312	238	74	31.1		第5類	26	21	8	38.1
	第5類	67	55	21	38.2		第6類	418	339	149	44.0
							第7類	266	244	133	54.5
合 計	764	582	184	31.6	合 計	1,027	857	387	45.2		
甲・乙総合計							1,791	1,439	571	39.7	

## ■ ■ 平成30年度消防設備士試験実施計画 ■ ■

試験日	試験会場	時間・種類	受付期間
「第1回」 平成30年 7月1日(日)	石川県地場産業 振興センター	午前9:00～ 甲種第1.2.3.5類、 乙種第1.2.3.5.6類	平成30年5月17日(木) ～5月24日(木)
「第2回」 平成30年 11月4日(日)			平成29年9月13日(木) ～9月20日(木)
「第3回」 平成31年 3月3日(日)		午後1:30～ 甲種特類、第4類 乙種第4.7類	平成30年1月17日(木) ～1月24日(木)

- 注) 1. 都合により計画の内容が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。  
 2. 受験願書、案内書等は、受付の約2週間前から配布されますのでこれによりご承知ください。  
 3. 問合せ先：(一財)消防試験研究センター石川県支部 (TEL 076-264-4884)

### ※ 免状の写真が期限切れになっていませんか？

免状の写真は、免状交付の日から10年以内ごとに書き換えなければなりません。写真の有効期限が到来した方は、消防設備士法定講習受講日までに書き換えを済ませておいてください。(写真の有効期限が過ぎている場合は、免状裏の受講証明印を押印できないこととなります。)

### ※ 現住所変更を連絡していますか？

当協会では、消防設備士法定講習受講対象者の現住所へその都度受講案内をしていますが、「宛先不明」として返戻されるものが多数あります。現住所を変更したら、当協会へ連絡願います。

### ※ 当協会のメールアドレスが6月1日より変更になりました。

旧メールアドレス「ishi-ssk@spacelan.ne.jp」

新メールアドレス「ishi-setsubikyo1@crest.ocn.ne.jp」

## 消防用設備等の点検時 **Q** & **A**

### 1. 点検票の記載方法について (共同住宅用自動火災報知設備)

**Q** 共同住宅用自動火災報知設備の点検票(別記様式第31)その2の点検項目において「関係者等へ報知する装置」とある。これは何を指すものなのか。

**A** 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」が平成22年2月5日に改正され、特定共同住宅等の中に福祉施設等の用途が供される場合の基準が制定されました。その際、同第3条第3項第3号へにおいて「…福祉施設等で発生した火災を当該福祉施設等の関係者又は当該関係者に雇用されている者に、自動的に、かつ有効に報知できる装置を設けること。(抜粋)」とされ、これに基づき当該内容の点検項目が追加されました。

よって、福祉施設等の用途がない防火対象物であれば、当該点検は不要(斜線)です。また、福祉施設等が存する場合は、こういった形式で当該基準を満たしているかを関係者と協議した後、点検することが必要とされます。

### 2. 自家発電設備の抵抗の測定について

**Q** 消防設備の非常電源である自家発電設備の点検をして報告しているが、接地抵抗の値は、点検資格者が点検するのか。

測定装置を持っていないので、これまでは横線を引いて提出していた。

**A** 電気主任技術者等が電気事業法に基づき、定期点検を実施していますので、この定期点検に立ち会うか、電気主任技術者等からデーターをいただいて転記してください。

### 3. 防火対象物の点検及び報告の特例について

**Q** 防火対象物の特例認定を受けている事業所で、認定の効力を失う日までに申請をせずに失効した場合、次に申請できるのはいつからか。

特例の認定については、過去3年間の点検報告の内容を確認する必要があることから、以後3年間は特例を認定することはできないと解するがいかがか。

**A** 消防法第8条の2の3第1項第2号ハ及びニについては、特例が認定されていたことから点検及び報告義務が免除されています。また、認定が失効したことにより新たに点検義務が発生していることから、失効日から1年以内に点検を実施すればよいことになります。

このことから新規に特例が申請された場合については、過去3年間の点検報告書を確認する必要がありますが、特例認定失効から1年を経過しない事業所については、失効後すぐにでも認定をすることができます。また、失効後1年を経過した事業所については、期間内に点検及び報告を実施しており、点検対象事項が点検基準に適合していれば認定をすることができます。

※ 消防法第8条の2の3第1項第2号ハでは、「過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がなされなかったことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。」、同号ニでは、「過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。」とされています。

## 平成30年度講習予定

## ◆消防設備士試験予備講習

対象者：消防設備士試験の受験予定者

講習区分	講習月日	時間	講習会場	受付期間
第1類	平成30年6月19日(火)	9:30～16:30	石川県地場産業 振興センター本館 第2研修室	受付終了
第4類	平成30年6月20日(水)			
第6類	平成30年6月21日(木)			

・受講料：会員 5,000 円、一般 12,000 円（各講習区分ごと・テキスト代含む）

## ◆表示登録会員点検実務研究会

対象者：当協会表示登録会員及び一般正会員

月日	時間	会場	受付期間
平成30年8月24日(金)	10:00～16:30	石川県地場産業 振興センター本館 第1研修室	7月23日～8月3日 (郵送のみ)

・受講料：無料

## ◆消防設備点検資格者講習

対象者：消防設備点検資格者免状取得予定者

講習区分	講習月日	時間	講習会場	受付期間
第1種	平成30年10月9日(火) ～11日(木)	9:40～17:00	石川県地場産業 振興センター本館 第2研修室	8月29日～9月12日 (持参又は郵送)
第2種	平成30年10月16日(火) ～18日(木)			

## ◆消防設備点検資格者再講習

対象者：消防設備点検資格者免状取得後及び消防設備点検資格者再講習受講後における最初の4月1日から5年以内の者

講習区分	講習月日	時間	講習会場	受付期間
第1種	平成30年11月13日(火)	9:50～16:00	石川県地場産業 振興センター本館 第1研修室	9月20日～10月2日 (郵送のみ)
第2種	平成30年11月14日(水)			

## ◆消防設備士法定講習

対象者：消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者及び消防設備士講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の者

講習区分	講習月日	時間	講習会場	受付期間
消火設備	平成31年2月12日(火) ～13日(水)	9:30～16:30	石川県地場産業 振興センター本館 第1研修室	平成31年 1月7日～1月17日 (郵送のみ)
避難設備 消火器	平成31年2月14日(木) ～15日(金)			
警報設備	平成31年2月19日(火) ～22日(金)			

・受講料：7,000 円（各講習区分ごと）各講習区分の受講日は、上記のうちいずれか指定する（1日）

※日程及び受講料は、現時点での予定です。

# その安全、 期限切れでは？

消防設備には「定期点検」が欠かせません。

### 万一のとき大丈夫？

確実な作動のために  
定期点検と消防機関への  
報告が消防法で  
義務づけられています。

### 点検の時期はいつ？

機器点検は6ヶ月ごと、  
作動させての総合点検は  
1年ごとに。

### だれが点検するの？

消防整備士など  
専門知識のある  
有資格者の点検が  
必要です。



点検済証は点検が適正に行われ、  
機能が正常であることをお知らせしています。  
点検済証シールで点検時期をご確認ください。

製造から10年を経過した消火器は、  
全て耐圧性能点検が義務付けられています。



一般社団法人 石川県消防設備協会

〒921-8043 石川県金沢市西京5丁目93番地 石川県浄化槽会館2階

TEL(076)242-2882

<http://www.issk.or.jp>